

廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

廿日市市長 松 本 太 郎

条例第 1 号

廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の区域内において行われる再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な自然環境、景観、生活環境等（以下「自然環境等」という。）の保全及び災害の発生の防止に寄与し、もって再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する太陽光、同項第 2 号に規定する風力及び同項第 5 号に規定するバイオマスをいう。
- (2) 発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (3) 発電事業 発電設備の設置（当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 発電事業を計画し、又はこれを実施する者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (5) 事業区域 発電事業を行う一団の土地の区域をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者を

いう。

- (7) 周辺住民等 発電事業の実施により生活環境に一定の影響を受けると認められる者として規則で定める者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例の規定を遵守しなければならない。

2 事業者は、発電事業の実施に当たり、自然環境等を保全し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、発電事業の実施に当たり、周辺住民等に十分な情報提供及び説明を行い、発電事業の実施について理解を求め、周辺住民等との良好な関係を築くよう努めなければならない。

4 事業者は、発電設備の導入に当たり、周辺の動植物等への影響を回避し、又は低減するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(適用事業)

第6条 この条例の規定は、発電設備の出力の合計（以下「発電出力」という。）が次の各号のいずれかに該当する事業に適用する。ただし、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。）の屋根、屋上又は壁面に発電設備を設置する事業を除く。

- (1) 次条に規定する抑制区域内に設置する場合は、発電出力が10キロワット以上の事業
- (2) 抑制区域以外に設置する場合は、発電出力が50キロワット以上の事業

2 前項に規定する発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電設備に分割して設置する場合は、これらの発電出力を合算したものととする。

3 この条例の規定は、既に設置された発電設備を増設することにより、第1項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。

(抑制区域)

第7条 市長は、次の各号のいずれかの理由により、特に配慮が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し、発電事業の抑制を求める区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

(1) 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い場所であること。

(2) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる場所であること。

(3) 特色ある景観として良好な状態が保たれている場所であること。

(4) 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある場所であること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 事業者は、再生可能エネルギー発電事業に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を検討する際、事業区域に抑制区域を含めないよう努めなければならない。

4 事業者は、事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとするときは、次条に規定する協議を行う前に、当該抑制区域を所管する関係機関と必要な許可、認可その他これらに類する処分について協議を行わなければならない。

(事前協議)

第8条 事業者は、第10条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ事業計画について市長と協議しなければならない。

(周辺住民等への説明)

第9条 事業者は、発電事業を実施しようとするときは、次条第1項の規定による届出を行う前に、周辺住民等に対し、事業内容等に関する説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会において周辺住民等の理解を得られるよう努めなければならない。

3 周辺住民等は、説明会を開催した事業者に対し、事業内容等について意見を申し出ることができる。この場合において、事業者は、意見に対する見解を記載した書面を作成し、周辺住民等に交付の上、誠意をもって当該周辺住民等と協議しなければならない。

(事業計画の届出)

第10条 事業者は、発電設備の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する日の30日前までに、第8条の協議及び前条第3項の規定による周辺住民等の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするとき、又は設置工事を中止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺住民等に対し説明会を開催しなければならない。

3 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対してその旨を通知し、意見を求めることができる。

(標識の設置)

第11条 事業者は、設置工事に着手するときは、事業区域の外部から見えやすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 前項の標識は、当該標識に係る発電設備を撤去する日まで設置するものとする。

(発電事業開始の届出)

第12条 第10条第1項の規定による届出をした事業者は、設置工事が完了し、発電設備による発電を開始したときは、速やかに当該発電事業の内容について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺住民等に対し説明会を開催しなければならない。

(準用)

第13条 第9条第2項及び第3項の規定は、第10条第2項及び前条第2項の説明会の開催について準用する。

(適正な維持管理)

第14条 事業者は、発電設備を撤去するまでの間、当該発電設備及びその事業区域（次項において「発電設備等」という。）を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。

2 事業者は、事故、災害等による発電設備等の損壊に起因し、自然環境等の保全に支障が生じたときは、速やかに当該発電設備等の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の措置を講じたときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(費用の確保)

第15条 事業者は、発電設備の維持管理及び撤去に要する費用を確保しなければならない。

2 事業者は、前条第2項に規定する場合に備え、火災保険、地震保険その他の必要な保険に加入するよう努めなければならない。

(発電事業の廃止等)

第16条 事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、発電設備の稼働を停止する日の30日前までに（その廃止が損壊その他のやむを得ない事情による場合にあっては、速やかに）、市長に届け出なければならない。

ない。

2 事業者は、発電設備を撤去及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令等の規定に基づき、適切に処理しなければならない。

3 事業者は、発電事業の廃止に伴い発電設備を撤去したときは、市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第17条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、その発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査）

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言又は指導）

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

（勧告）

第20条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条の規定による事前協議を行わず、又は虚偽の内容で事前協議を行ったとき。

(2) 第9条第1項、第10条第2項又は第12条第2項の説明会を開催しなかったとき、又は説明会において虚偽の説明をしたとき。

- (3) 第10条第1項、第2項、第12条又は第16条第1項に規定する届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (4) 第11条第1項の標識を設置していないとき。
- (5) 第14条第1項の規定による適正な維持管理を怠り、又は同条第2項の規定による措置を講じなかったことにより、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (6) 第17条の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。
- (7) 第18条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (8) 前条の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。

2 前項の規定による勧告を受けた事業者は、当該勧告を受けて講じた措置の内容について、速やかに市長に報告をしなければならない。

(公表)

第21条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該勧告の内容
- (3) 当該勧告に従わなかった事実

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(関係機関への報告)

第22条 市長は、事業者が第19条の規定による助言若しくは指導又は第20条第1項の規定による勧告に正当な理由なく従わないときは、その内容及び事実を関係書類を添えて国、県その他関係機関へ報告することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第10条第1項に規定する届出を行うために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第8条から第10条まで及び第12条の規定は、施行日前に事業者が既に発電を開始している発電設備（以下「既存設備」という。）については、適用しない。ただし、施行日以降に既存設備を増設する場合はこの限りでない。

4 第8条から第10条までの規定は、施行日前に事業者が既に設置の工事に着手している発電設備（既存設備を除く。以下「着手済設備」という。）については、適用しない。

5 既存設備及び着手済設備に対する第11条の規定の適用については、第11条第1項中「設置工事に着手するときは」とあるのは、「令和8年9月30日までに」とする。

6 施行日から令和8年4月30日までに事業者が設置の工事に着手する発電設備に対する第10条第1項の規定の適用については、同項中「着手する日の30日前」とあるのは、「着手の日」とする。